

北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画

平成30年12月

北 栄 町

目次

■ 第 1 章	はじめに	2
第 1 節	計画策定の趣旨	2
第 2 節	本計画の位置付け	2
第 3 節	計画期間	4
第 4 節	計画の進捗管理	4
■ 第 2 章	計画の体系	5
■ 第 3 章	現状	8
■ 第 4 章	課題と施策の展開	17
第 1 節	基本施策の取組方針	17
第 2 節	発展的施策の取り組み方針	26
第 3 節	今後の展開	30
■ 参考資料		31
1.	北栄町の中小企業・小規模企業振興施策の概要	31
2.	北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例	35

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

北栄町は、恵まれた自然環境のもと、地域資源を活かし、優れた技術、技能、文化を受け継ぎながら産業を発展させ、町民の生活基盤を築き上げてきました。

しかし、地域社会を支える中小企業を取り巻く環境は、若者の定着率の減少・少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化等により、厳しい状況にあります。

このような状況であっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の持続的な発展が不可欠です。

本町の事業所の大多数を占める中小企業は、雇用、地域経済を支えているだけでなく、地域を守る人材を確保し、災害に強く安心して豊かに暮らせる社会の実現に大きな役割を担っており、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関が互いの役割を明確にし、町全体で中小企業の振興に取り組んでいくことを目的として平成30年4月に北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）を施行しました。

この「北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画」は、基本条例に定めた事項を実行性のあるものとし、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

第2節 本計画の位置付け

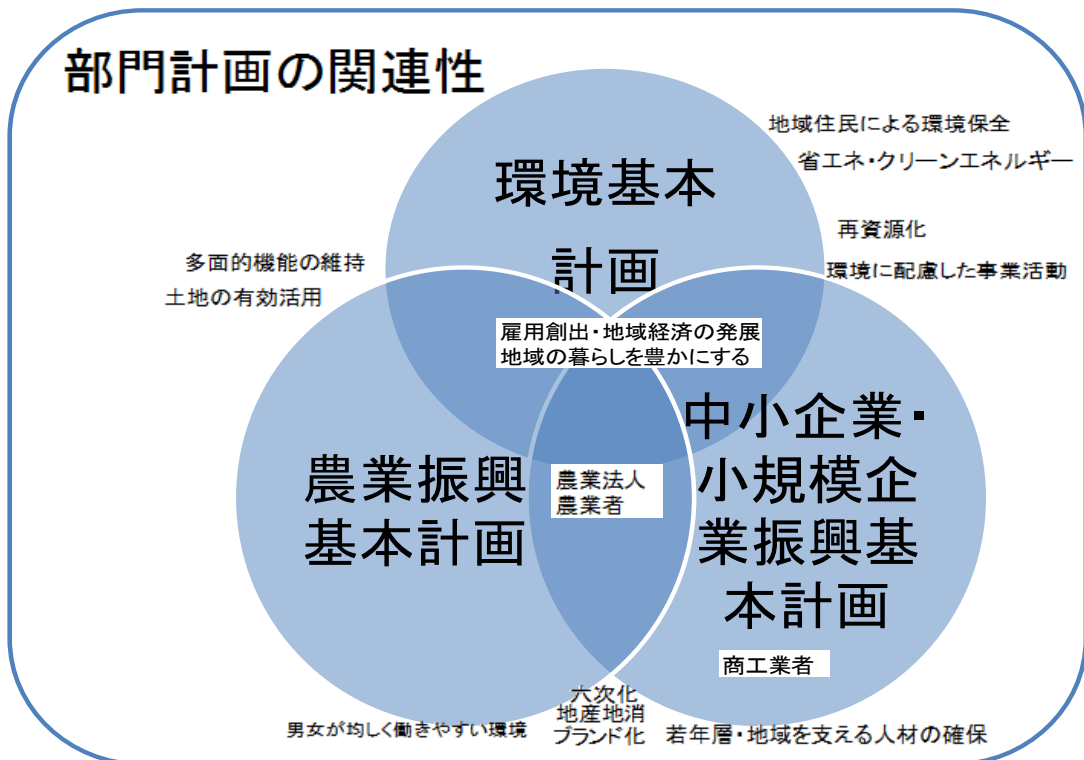
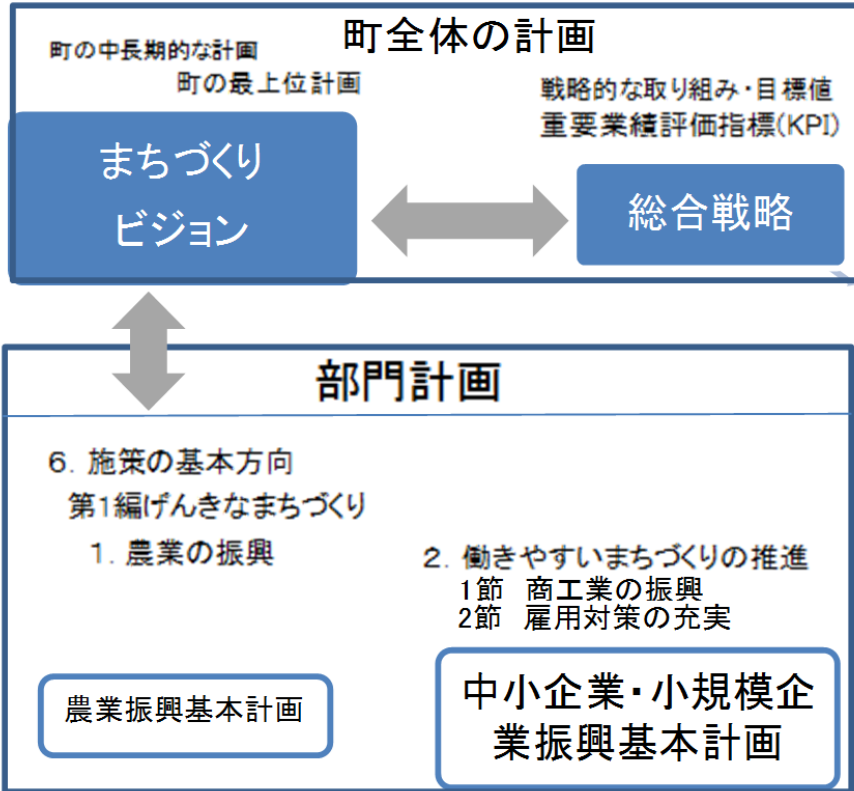
本計画は基本条例第4条の規定に基づき、中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という）の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業等の振興に当たっては、町の最上位計画で中長期的な方向性を定めた「北栄町まちづくりビジョン」、具体的な取り組みと目標値を定めた「北栄町まち・ひと・しごと総合戦略」に位置づけられた関連施策とも整合性を保ちながら取り組みをすすめます。

本計画は「北栄町まちづくりビジョン」の部門計画と位置づけます。

北栄町の重点的な取り組みの1つである環境に対する配慮については、「北栄町環境基本条例」及び「環境基本計画」に従って取り組みます。

基本条例では中小企業の定義として「中小企業基本法に規定する事業者」としており、農林漁業も該当となります。



第3節 計画期間

この計画の期間は平成31年度から平成35年度までの5カ年とします。

第4節 計画の進捗管理

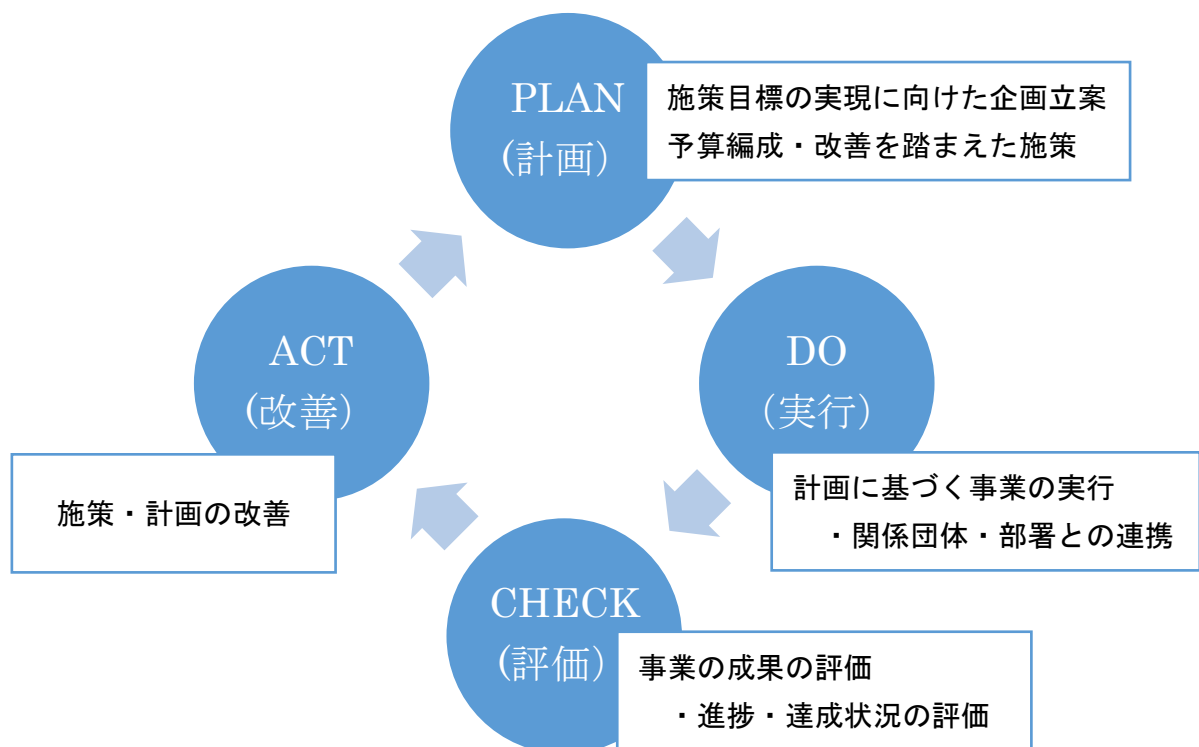
経済状況の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向等を見据えながら、基本条例第4条3項により、3年ごとに計画の検討を行い、必要に応じ見直します。

<計画の進捗管理・効果検証>

計画の進捗管理及び効果の検証については、必要に応じて北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会で進捗状況を報告するとともに、施策の実施状況については基本条例第15条1項により毎年度、検証、評価を行い、公表します。

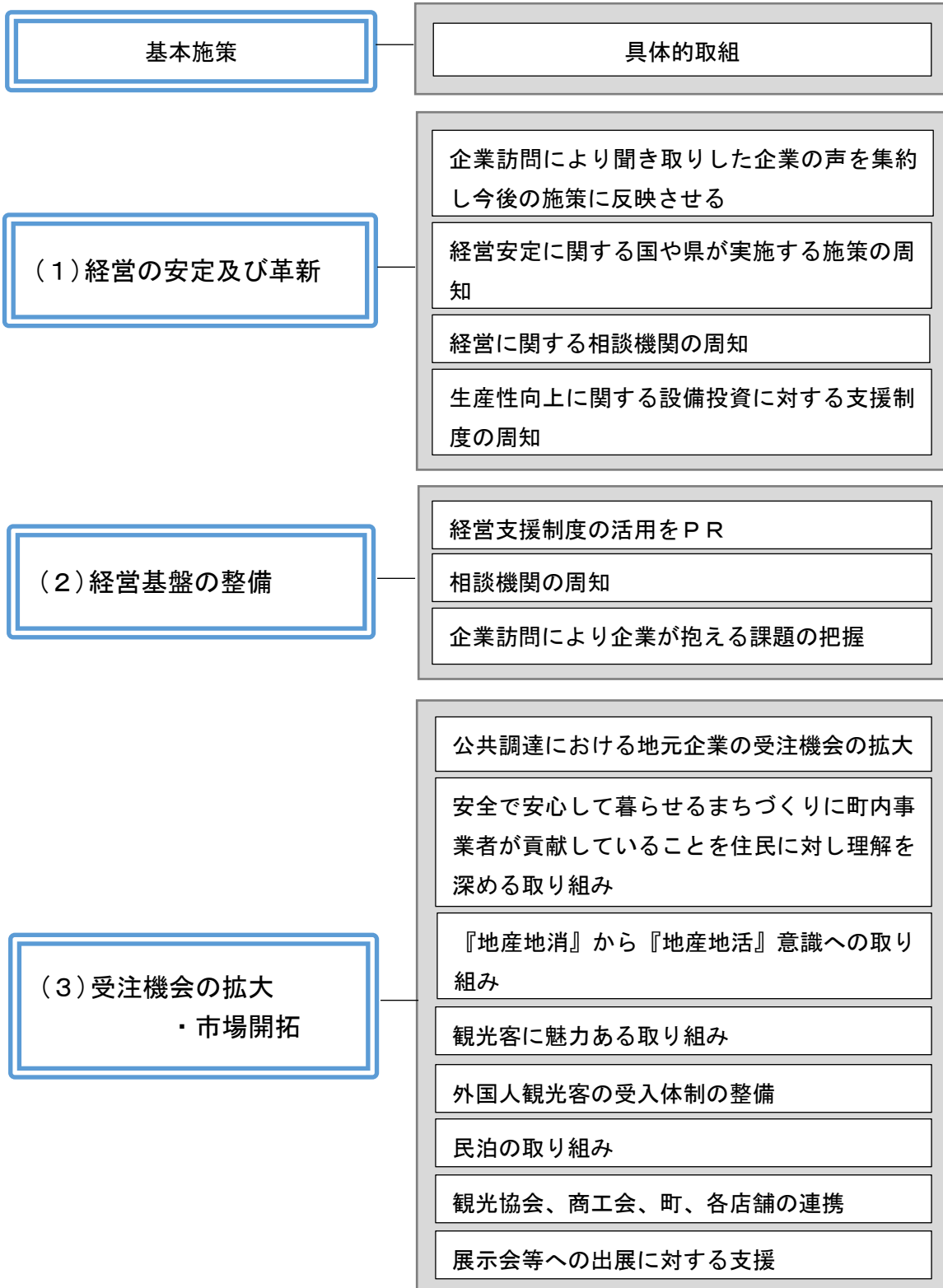
<PDCAサイクルによる計画の進捗管理>

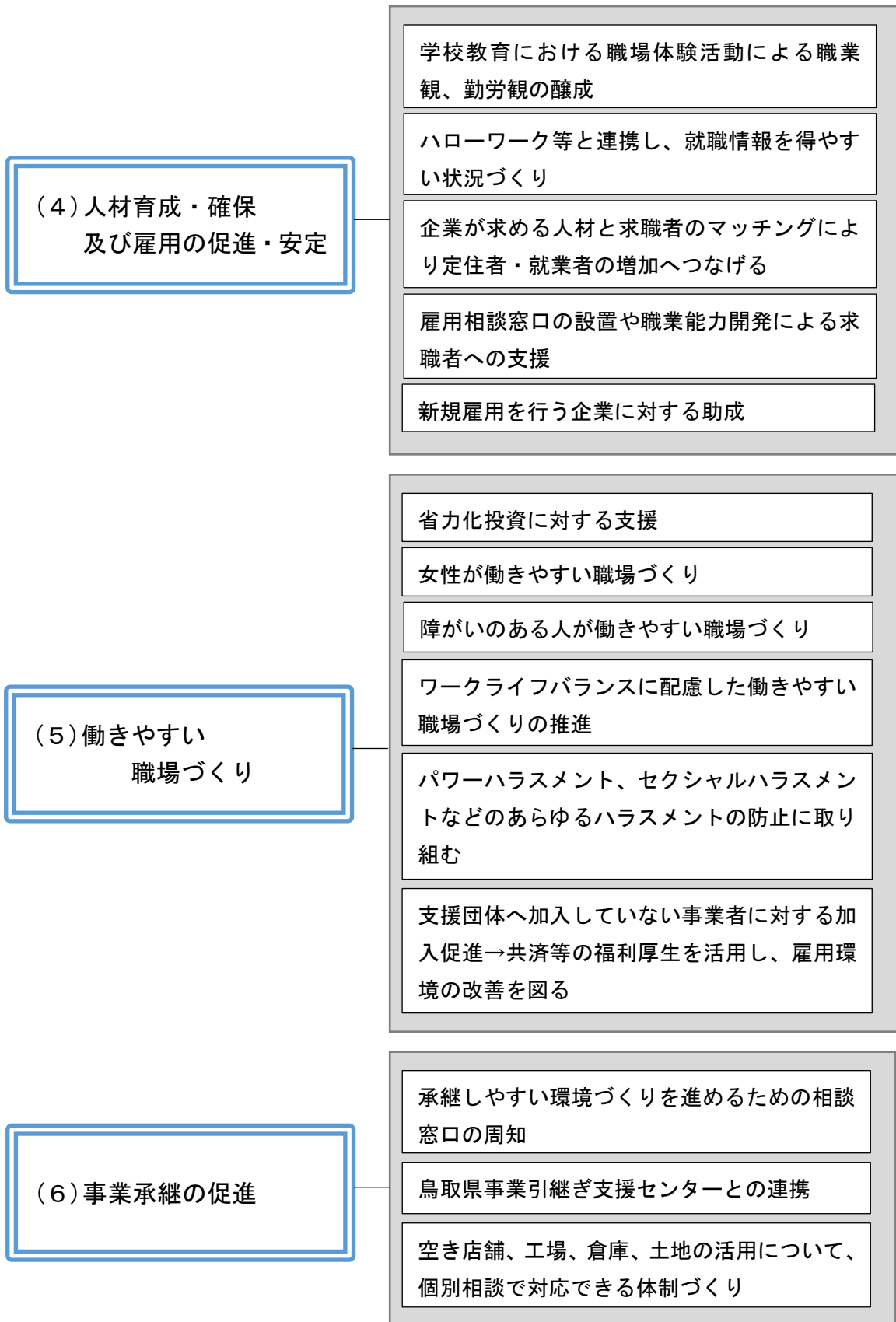
PDCAサイクルの運用により事業の妥当性や整合性について検証を行います。

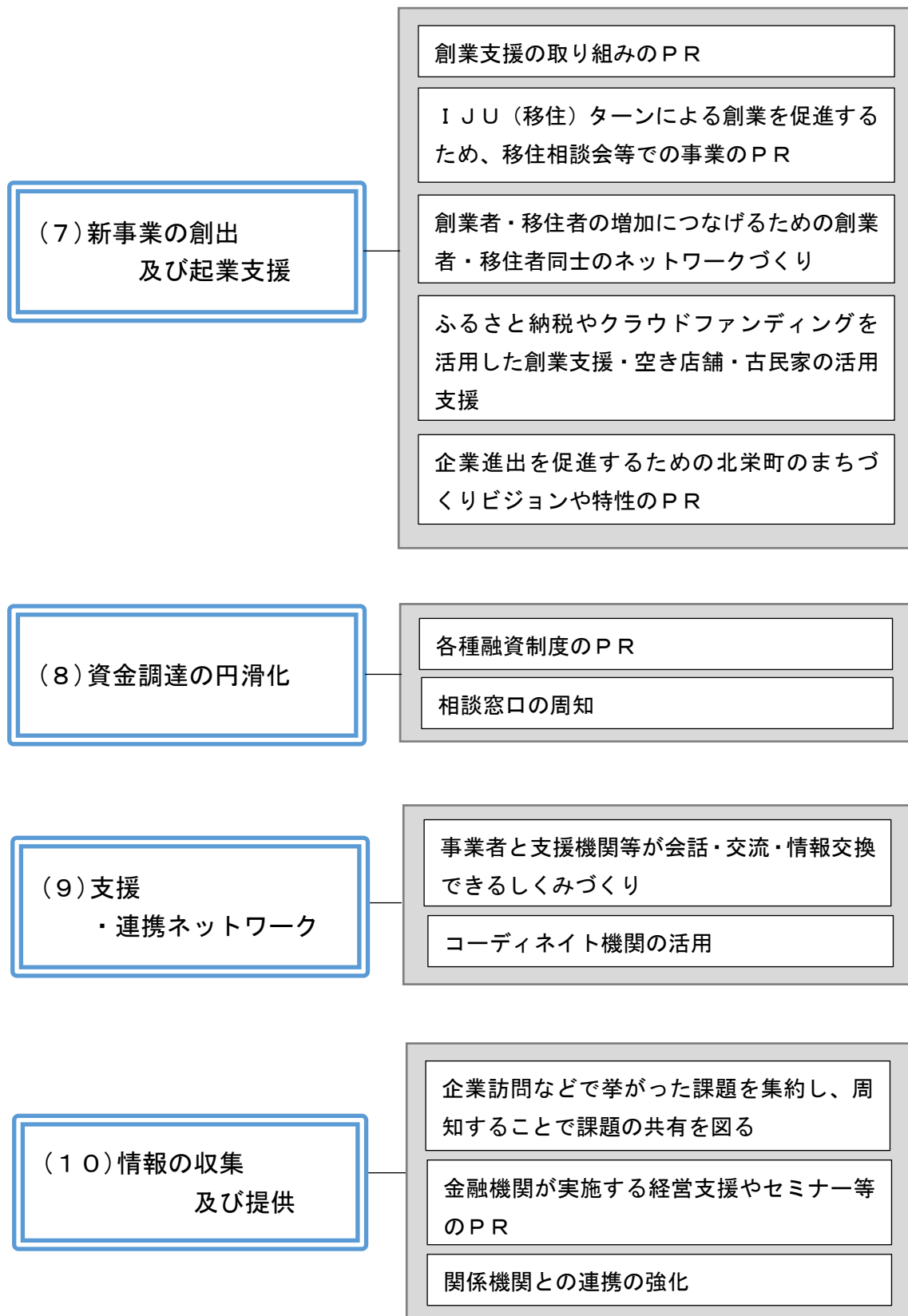


第2章 計画の体系

～中小企業等の振興に向けた取り組み～







第3章 現状

(1) 地理（位置・面積・交通）

北栄町は鳥取県の中央部に位置し、面積は56.94km²です。

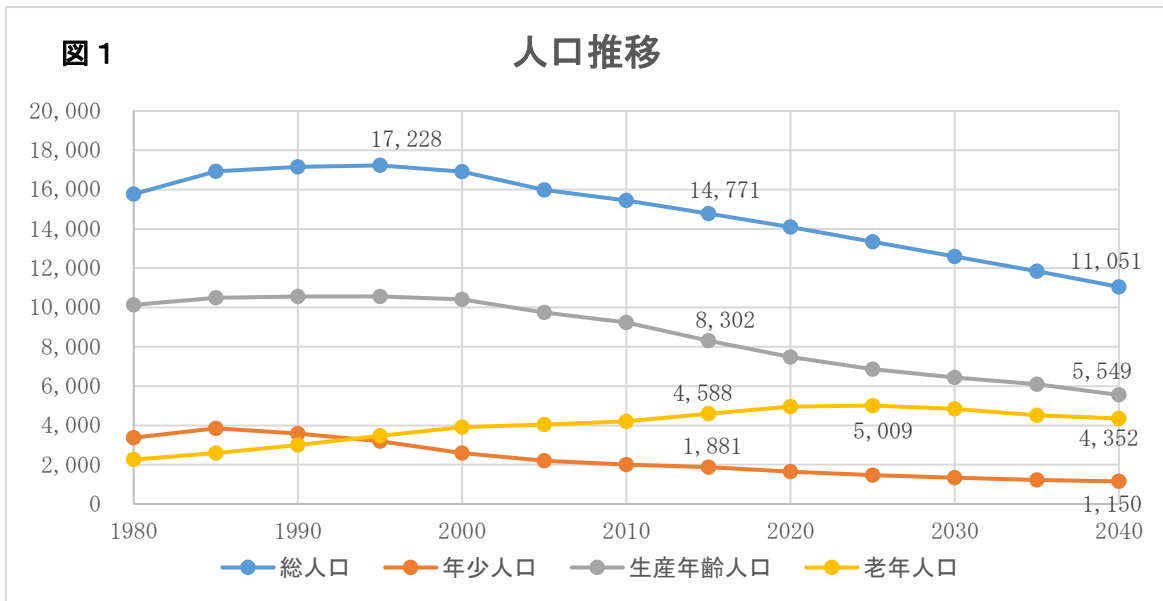
東西に国道9号、南北に国道313号が整備され、交通の利便性の良さを活かして産業を発展させてきました。



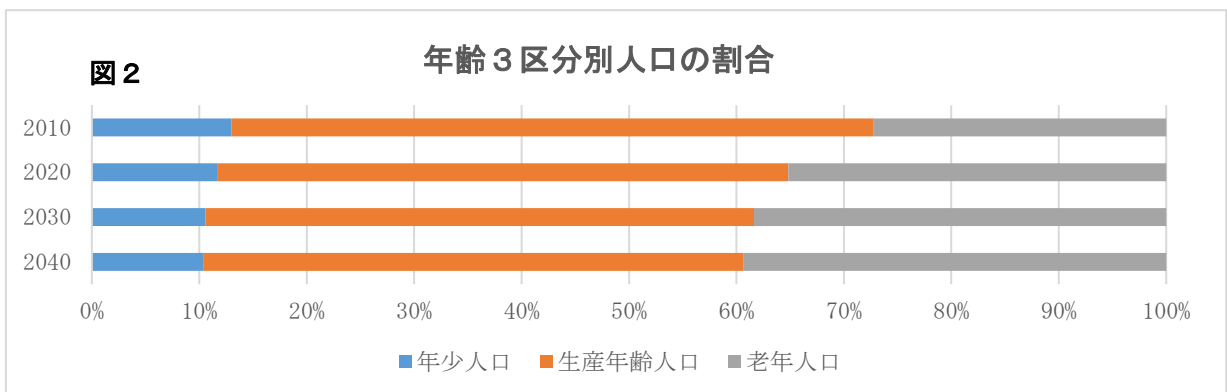
(2) 人口及び世帯数（人口動態・世帯数・年齢別人口・構成比）

北栄町の人口は、下図の「人口推移（図1）」から分かるとおり、1995年（平成7年）の17,228人をピークとして減少し続け、2015年には14,771人と15,000人を下回り、2040年には、11,051人になると推計されています。

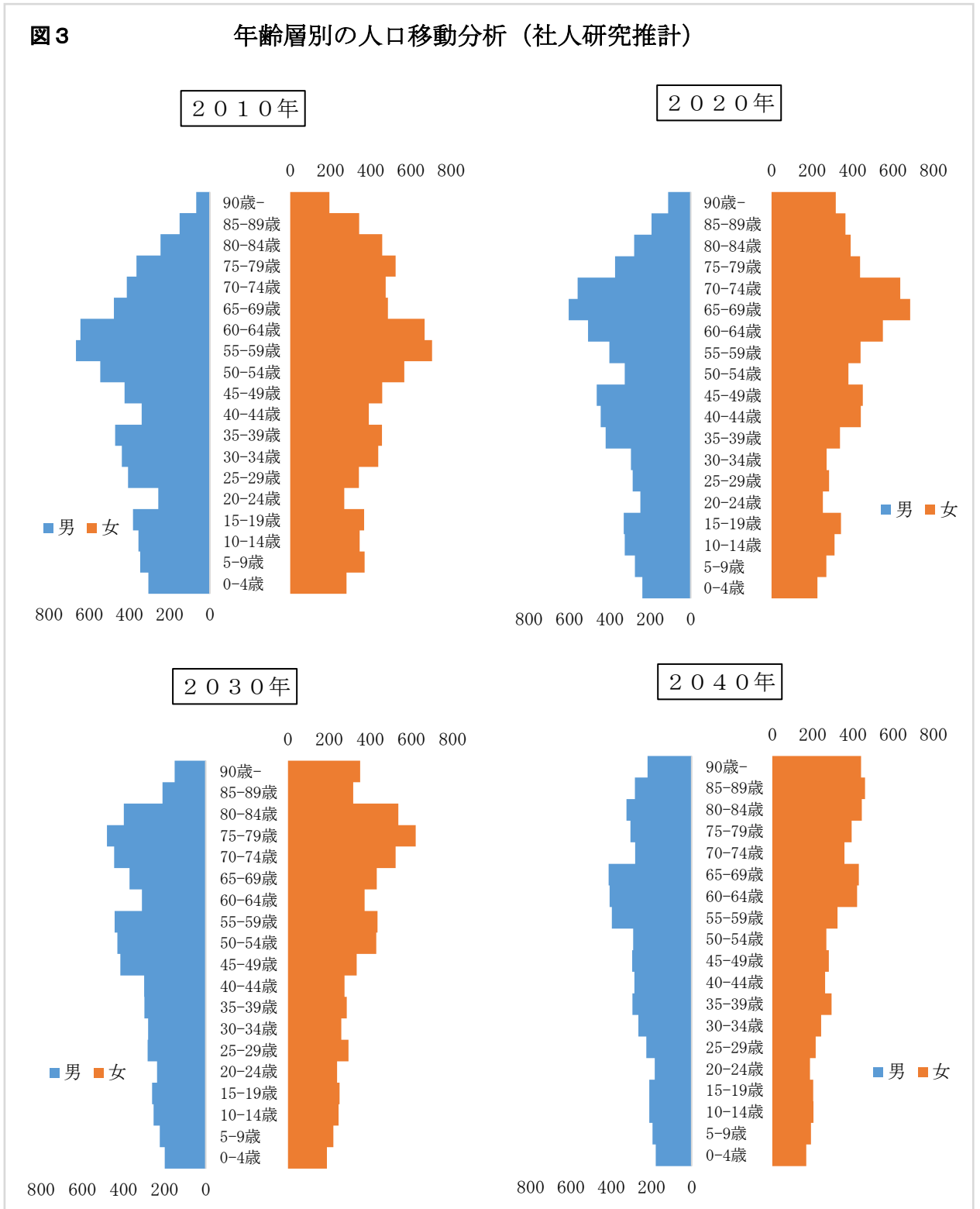
さらに、総人口を「年少人口（0歳～14歳）」、「生産年齢人口（15歳～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」の3区分に分けて見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続けますが、老年人口は、2025年に5,000人を超え、それをピークとして微減していくと推計されています。



年齢3区分別人口の割合（図2）では、総人口に対する「年少人口（0歳～14歳）」、「生産年齢人口（15歳～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」の割合を10年ごとに棒グラフで表しています。この図から、年々老年人口の割合が増加していくことで、2040年には、総人口に占める老年人口割合（65歳以上人口の割合）が、約4割になることが分かります。



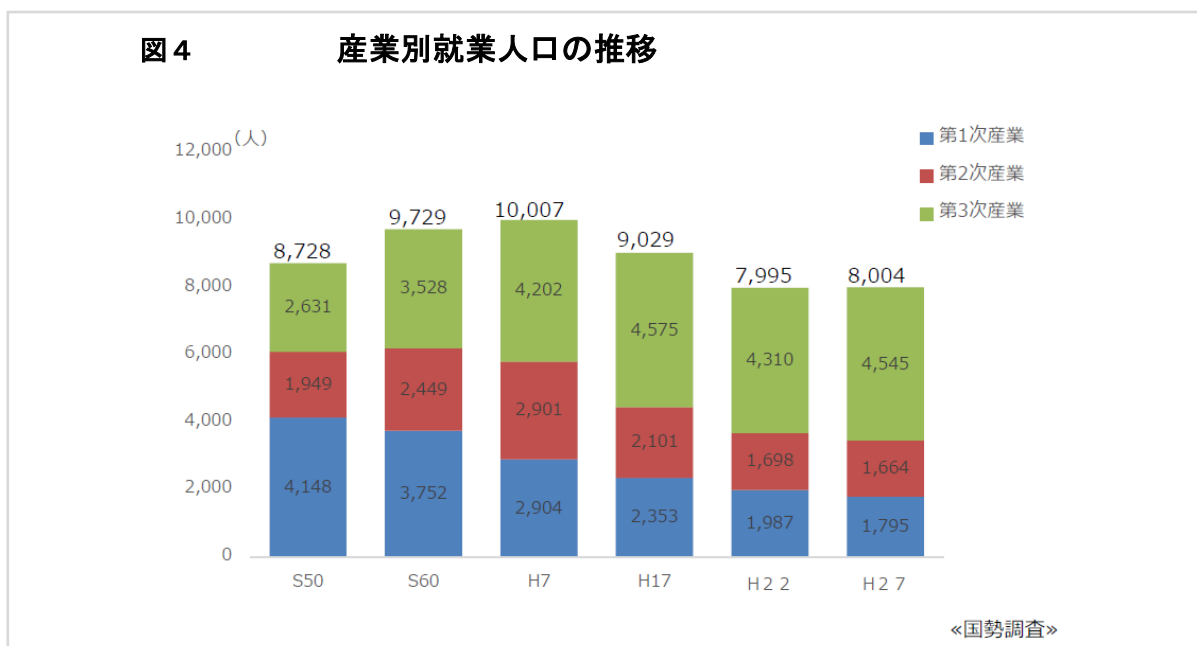
下図「年齢層別の人口移動分析（図3）」からは、若年層の減少、高齢者層の増加が分かります。



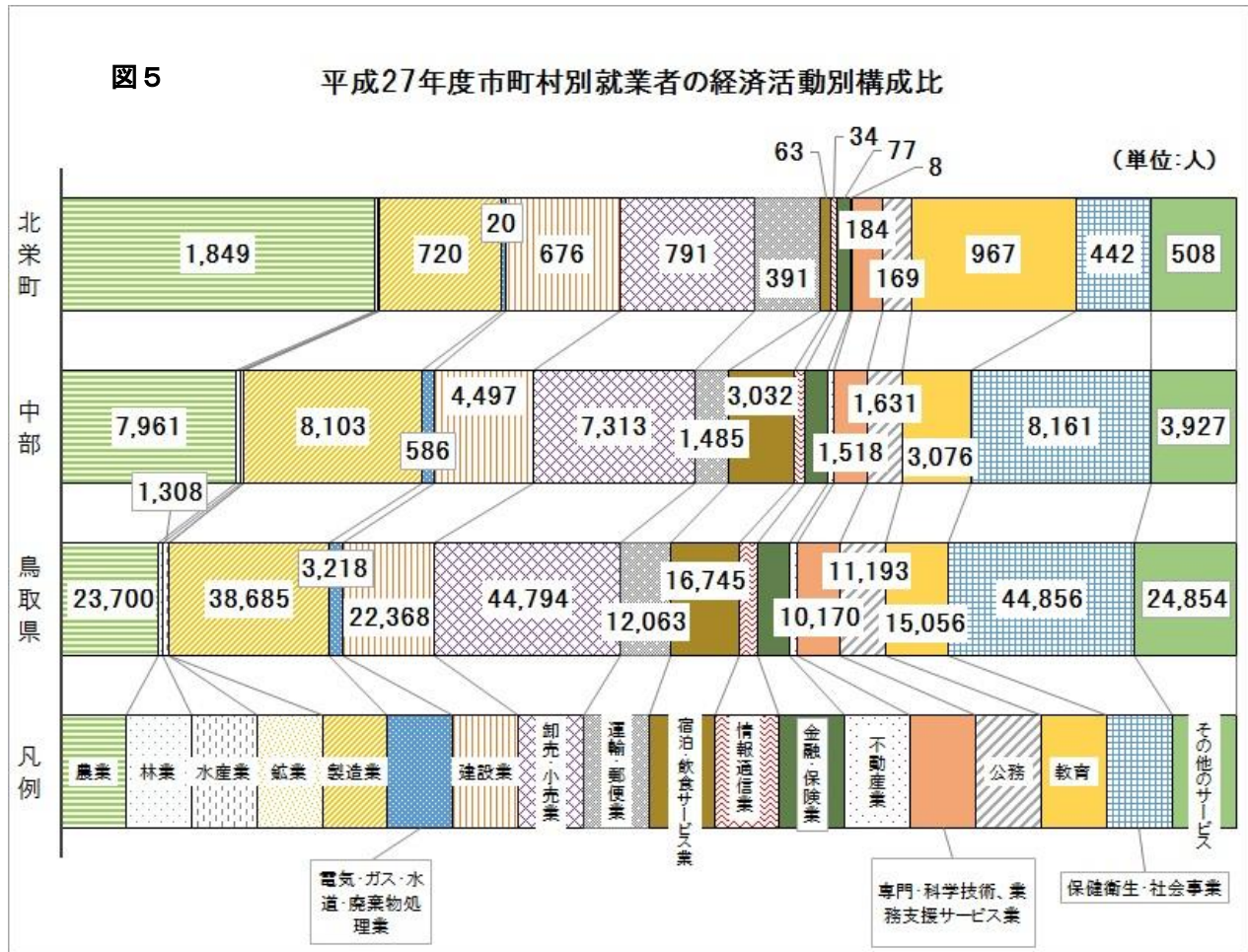
2010年においては、男女とも55歳から64歳の割合が高く、20歳から24歳の割合が低いことが分かります。2020年においては、2010年に高い割合を占めた層がそのまま10年スライドし、65歳から74歳が高くなっています。しかし若年層においては、2020年においても増えることなく、2010年と同様、20歳から24歳が少なくなっています。そして、総人口の減少、高齢者層の増加が続いた結果、2040年には、75歳以上の後期高齢者の占める割合が高くなると推測されます。

(3) 産業の動向（就労者数及び構成比・事業所数・売上額）

北栄町の産業の動向は、下図「産業別就業人口の推移（図4）」から分かる通り、全体的に第1次産業・第2次産業は減少傾向ですが、第3次産業は微増となっています。このことから、産業の推移が「生産業」から「物流・サービス業」へ変化しつつあることが分かります。



さらに細かく産業ごとに労働者分布を表したものが、下図「平成27年度市町村別就業者の経済活動別構成比（図5）」です。この図からは、他地域に比べ農業・建設業・運輸・郵便業・教育で働く人の割合が高いことが分かります。



<平成27年度鳥取県市町村民経済計算>

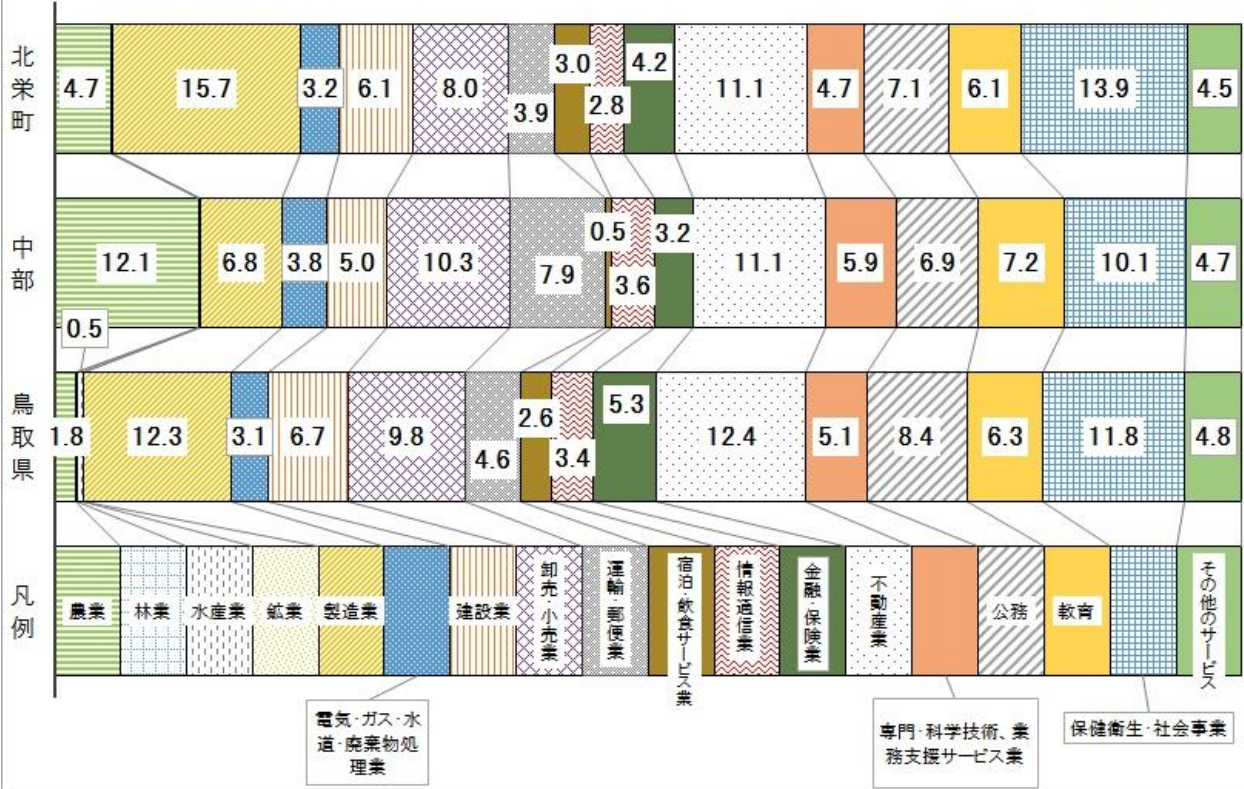
下図「平成27年度市町村内総生産の経済活動別構成比(図6)」が表す「市町村内総生産」とは、1年間に市町村内でおこなわれた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額を指します。北栄町の町内総生産は、製造業、保健衛生・社会事業、不動産業、卸売・小売業の順に割合が高いことが分かります。中でも製造業は、中部圏域だけでなく県全域の割合と比較しても総生産の割合が格別高いことが分かります。

しかし、町内の事業所数・従業員数・出荷額の推移に目を向けると「工業事業所・従業員・製造品出荷額等の推移(従業員4人以上の事業所)(図7)」と「商業事業所・従業員・商品販売額等の推移(図8)」から分かるとおり、事業所数・従業員数・出荷額ともに年々減少していることが分かります。

図6

平成27年度市町村内総生産の経済活動別構成比

(単位:%)



<平成27年度鳥取県市町村民経済計算>

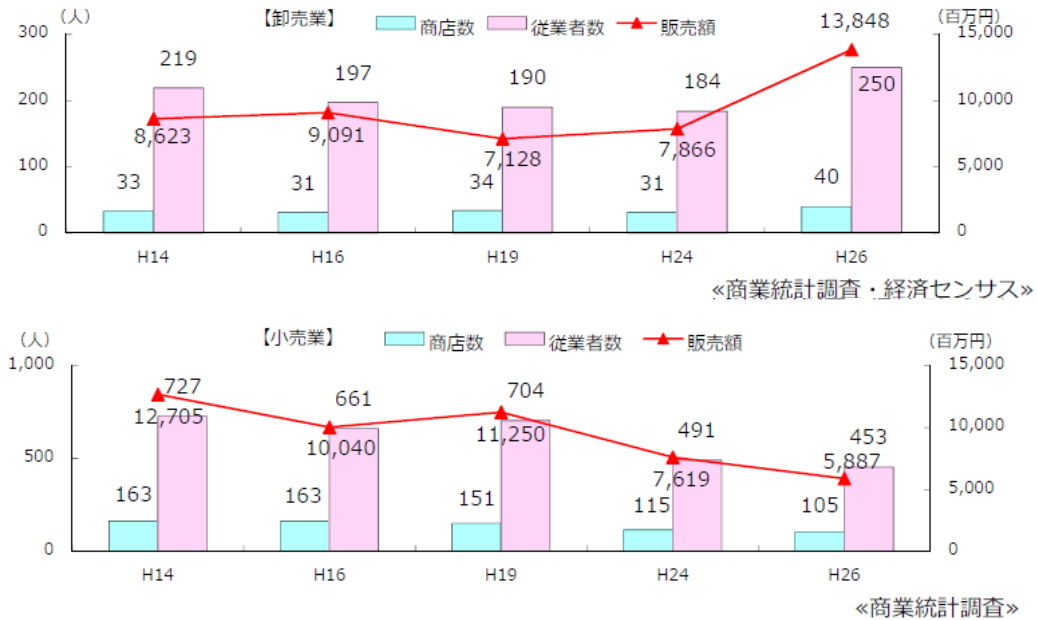
図7

●工業事業所・従業員・製造品出荷額等の推移 (従業員4人以上の事業所)



図 8

● 商業事業所・従業員・商品販売額等の推移



(4) 町民の意識（平成 26 年 9 月町民アンケートより）

平成 26 年 9 月に当計画の主軸となっている「北栄町まちづくりビジョン」を作成するにあたり町民アンケートを実施しました。その中で、当町の産業に対する町民の回答は次のとおりです。

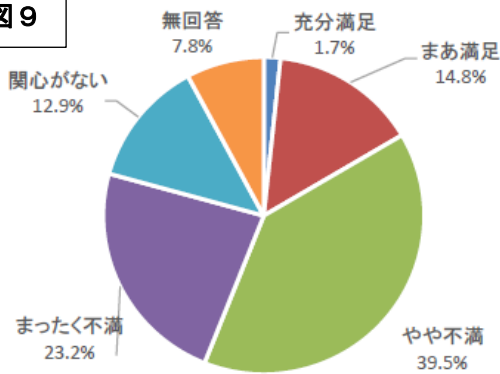
まず、「中小企業の活性化対策」について、下図 9 のとおり町民の 62.7%が「やや不満」または「まったく不満」と回答しており、さらに、図 10 では中小企業が活性化するための対策が今後必要かどうかに対し、町民の 72.0%が「非常に必要」または「必要」と回答していることが分かります。

次に、「雇用の場の確保など勤労者対策」については、下図 11 のとおり町民の 72.8%が「やや不満」または「まったく不満」と回答しており、さらに、図 12 では勤労者対策が今後必要かどうかに対し、町民の 80.7%が「非常に必要」または「必要」と回答しています。

問3-22 中小企業の活性化対策

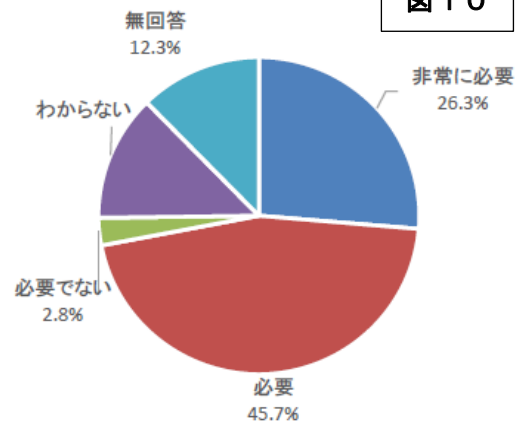
選択項目	人数	構成比
充分満足	6	1.7%
まあ満足	53	14.8%
やや不満	141	39.5%
まったく不満	83	23.2%
関心がない	46	12.9%
無回答	28	7.8%
合計	357	100.0%

図9



選択項目	人数	構成比
非常に必要	94	26.3%
必要	163	45.7%
必要でない	10	2.8%
わからない	46	12.9%
無回答	44	12.3%
合計	357	100.0%

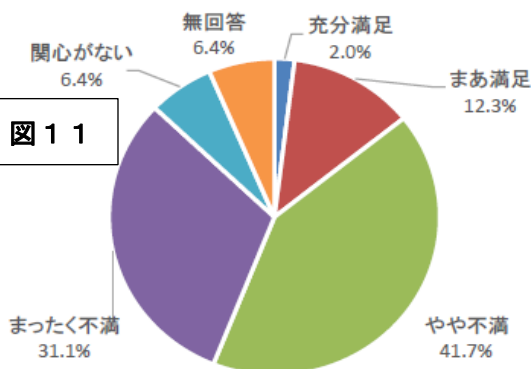
図10



問3-23 雇用の場の確保など勤労者対策

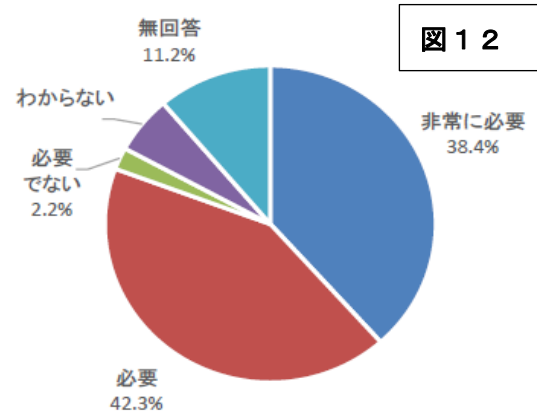
選択項目	人数	構成比
充分満足	7	2.0%
まあ満足	44	12.3%
やや不満	149	41.7%
まったく不満	111	31.1%
関心がない	23	6.4%
無回答	23	6.4%
合計	357	100.0%

図11

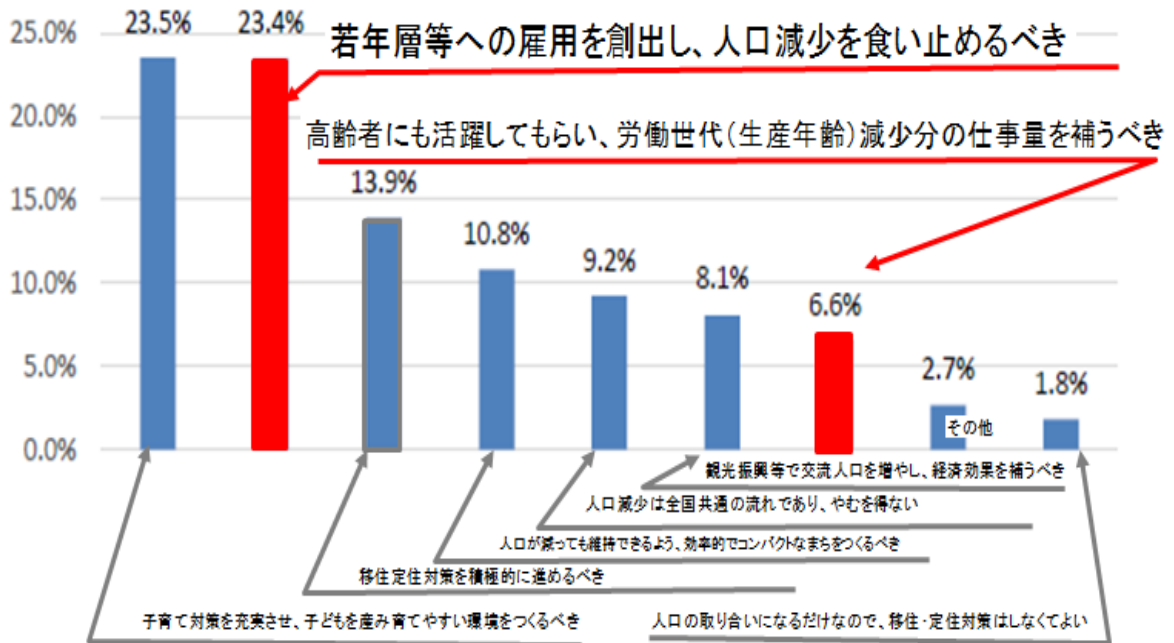


選択項目	人数	構成比
非常に必要	137	38.4%
必要	151	42.3%
必要でない	8	2.2%
わからない	21	5.9%
無回答	40	11.2%
合計	357	100.0%

図12



Q人口減少への対策についてあなたの考えは？(全て選ぶ)



(記述式の回答より)

- ・雇用の場が住む条件となる。(70歳以上、男性)
- ・働く場所がなく周辺の町や倉吉市、鳥取市に流れている。(30歳代、女性)
- ・若年層が流出しないような雇用の場を誘致してほしい。(60歳代、女性)
- ・若者が定着できる職場が求められる。(70歳以上、女性)
- ・若者の雇用対策をしないと県外に流出している。

(平成26年9月 町民アンケートの結果)

第4章 課題と施策の展開

北栄町中小企業小規模企業振興基本条例第5条に制定した基本施策に従い、課題に対する施策の方向性と具体的取り組みを示した上で、北栄町は振興に向けた取り組みを早期に着手すべく施策の優先事項を設定し段階的に取り組みます。まず2年以内に着手すべき「活動第1ステージ」と、第1ステージの行動開始を受けてそれを推進・発展させる「活動第2ステージ」に分け、第1ステージ内で支援体制や支援環境の整備を進め、まちの振興に関わる活動を活性化させる第2ステージへの発展を目指す段階的な実施を進めることとします。

第1節 基本施策の取組方針

(1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策

<課題>

道路交通網の発達やインターネットの普及により町内での消費が減少傾向にあります。さらに、企業の人手不足による生産量の減少も売り上げが減少している要因のひとつです。

<施策の方向性>

経営安定に関する相談機関の周知や経営革新に取り組む事業者に対し、支援制度各種支援策を受けるための前提となる計画承認を行うほか、必要に応じてフォローアップを実施します。

<具体的取り組み>

- ・ 企業訪問により聞き取りした企業の声を集約し今後の施策に反映させる
- ・ 経営安定に関する国や県が実施する施策の周知
- ・ 経営に関する相談機関の周知
- ・ 生産性向上に関する設備投資に対する支援制度の周知

(2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策

<課題>

人手不足、売り上げの減少、顧客層の変化など様々な課題がある中で、経営基盤を強化する取り組みや相談体制、ネットワークを知らない事業者へのPRが必要です。

<施策の方向性>

各分野で抱える課題を把握し、経営安定や事業再建など様々な内容の相談に広く応じることができる相談機関の周知を行います。

<具体的取り組み>

- ・経営支援制度の活用をPR
- ・相談機関の周知
- ・企業訪問により企業が抱える課題の把握

(3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策

<課題>

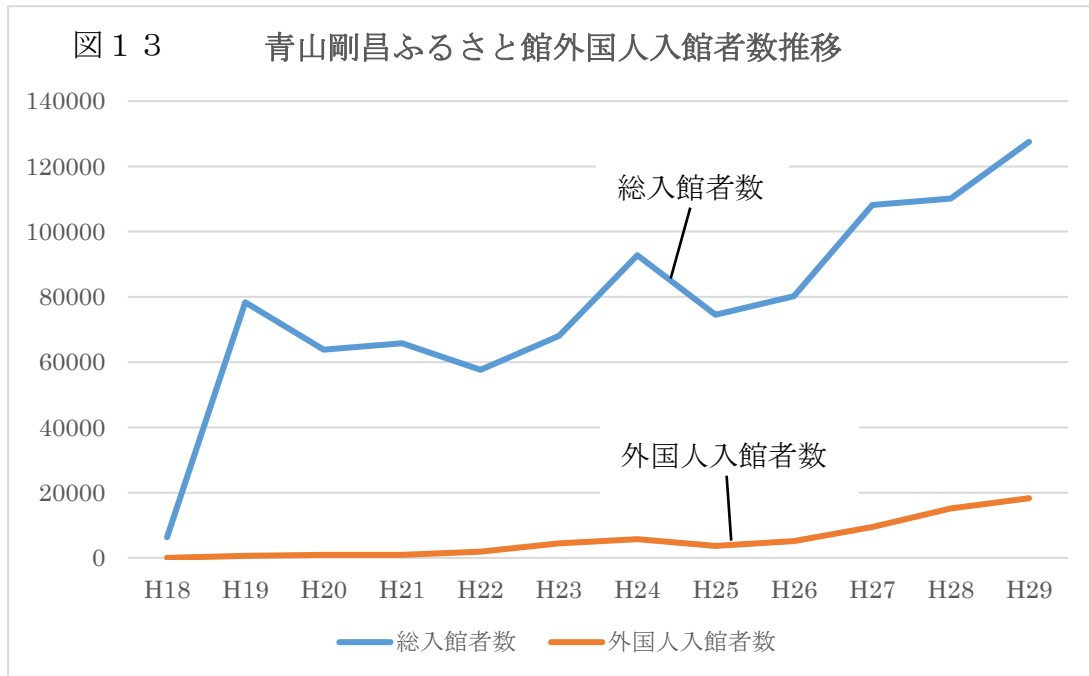
災害に強いまちづくりには、地元建設業が大きな役割をはたしていることを町民・町・事業者等が再度認識する必要があり、町内業者への発注の理解、町民が住宅修繕等で継続的に安心して地元業者を活用するしくみづくりが必要です。

さらに、地域の賑わい創出と地域の魅力発信による観光客の呼び込みも必要です。

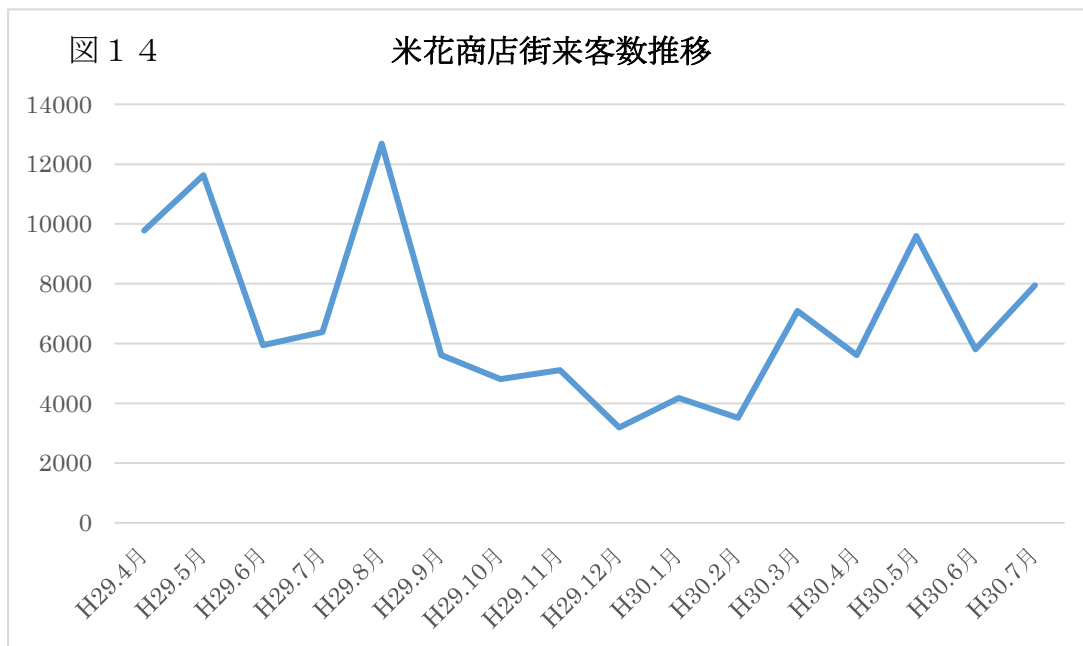
<施策の方向性>

地域の事業者に配慮した発注や市場開拓に向け、地域内循環の拡大に取り組みます。さらに、インバウンドへの取り組みにより町内の消費を高めます。

本町を訪れる外国人観光客が年々増加傾向にあることが、下図「青山剛昌ふるさと館外国人入館者数推移（図13）」から分かります。



下図「米花商店街来客数推移（図14）」からは、繁忙期（GW等）に来町された観光客の数が分かります。この数値を増加させる取り組みを検討する必要があります。



<具体的取り組み>

- ・ 公共調達における地元企業の受注機会の拡大
- ・ 安全で安心して暮らせるまちづくりに町内事業者が貢献していることを住民に対し理解を深める取り組み
- ・ 『地産地消』から『地産地活』意識への取り組み
- ・ 観光客に魅力ある取り組み
- ・ 外国人観光客の受け入れ体制の整備
- ・ 民泊の取り組み
- ・ 観光協会、商工会、町、各店舗の連携
- ・ 展示会等への出展に対する支援

(4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関する施策

<課題>

若年層を中心とした就業者の減少、人手不足によるサービスの縮小が課題となっています。それにより、設備投資後の人材確保が難しくなっています。

<施策の方向性>

教育機関と連携し就学前児童への適正な職業観・勤労観の醸成することで、幼い頃から地域の職場を身近に感じる機会を増やすことに努めます。

雇用の確保に向け、雇用のミスマッチをできる限り解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、各種就職支援の充実を図ります。また、I J Uターン促進の取り組みにより、県外からの人材の確保を図る。

<具体的取り組み>

- ・ 学校教育における職場体験活動による職業観、勤労観の醸成
- ・ ハローワーク等と連携し、就職情報を得やすい状況づくり
- ・ 企業が求める人材と求職者のマッチングにより定住者・就業者の増加へつなげる
- ・ 雇用相談窓口の設置や職業能力開発による求職者への支援
- ・ 新規雇用を行う企業に対する助成

(5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策

<課題>

人材不足による業務量の増大や子育て世代の女性の雇用が課題となっています。

<施策の方向性>

働きやすい労働環境や、働きがいのある職場環境の整った企業が多くなるよう啓発活動などを通して仕事と生活の調和がとれた労働環境の確保の取り組みを推進します。

<具体的取り組み>

- ・省力化投資に対する支援
- ・女性が働きやすい職場づくり
- ・障がいのある人が働きやすい職場づくり
- ・ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりの推進
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止に取り組む
- ・支援団体へ加入していない事業者に対する加入促進
→共済等の福利厚生を活用することにより、雇用環境の改善を図る。

(6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策

<課題>

若年層を中心とした就業者の減少により経営者の高齢化及び後継者不足が進み店舗の改修が困難であったり、空き店舗が増加したりしています。さらには、技術者の高齢化と技術の伝承も深刻な問題となっています。

<施策の方向性>

事業承継の相談窓口の周知および活用を推進し、円滑な事業承継を促進します。

<具体的取り組み>

- ・承継しやすい環境づくりを進めるための相談窓口の周知

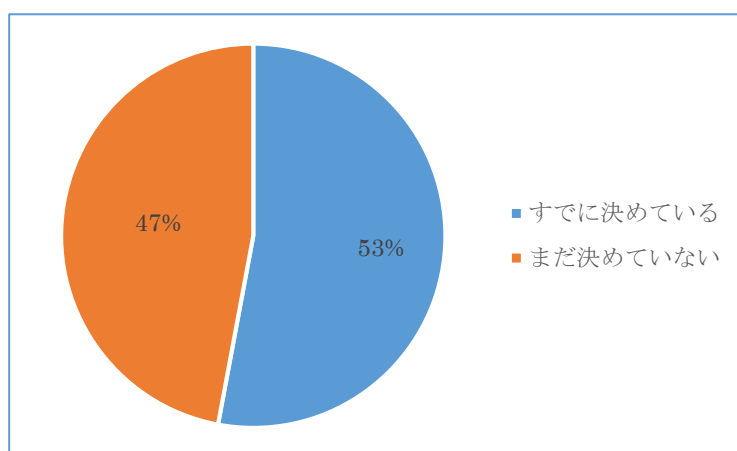
- ・鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携
- ・空き店舗、工場、倉庫、土地の活用について、個別相談で対応できる体制づくり

<参考> 事業承継アンケート（鳥取県中部圏域）

事業承継を考えている人のうち「事業の承継先（後継者）が決まっていますか。」の問いに対しては、47%の事業者が「いいえ」と回答しています。

（単位：人）

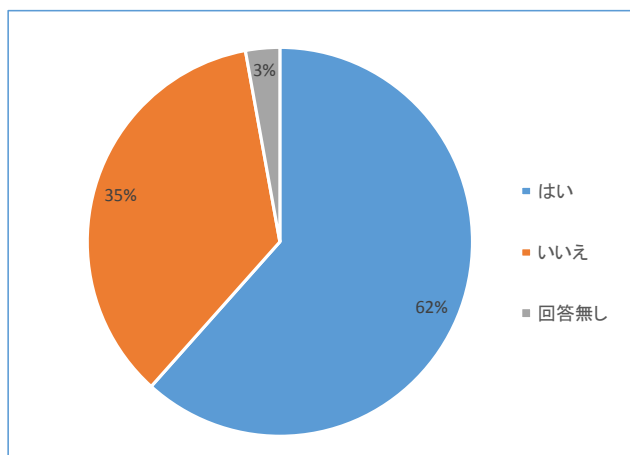
はい	36
いいえ	32
	68



「事業承継の準備を相談する先がありますか。」の問いに対しては、35%の事業者が「いいえ」と回答しており、相談しやすい体制となるようPRが必要である。

（単位：人）

はい	172
いいえ	99
回答無し	8
	279



<H29.11月 鳥取県中部商工会産業支援センター他アンケート結果>

(7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策

<課題>

客層変化へ対応するため新たな分野での事業展開が必要です。

<施策の方向性>

事業者の創業および雇用の創出実現に向け、本町が取り組む創業支援制度のPRに努めます。

<具体的取り組み>

- ・ 創業支援の取り組みのPR
- ・ I J Uターンによる創業を促進するため、移住相談会等での事業のPR

- ・ 創業者・移住者のネットワーク、交流促進による次の創業・移住者の増加へつなげる。
- ・ 商工業に必要な用地の確保を検討
- ・ ふるさと納税等の国の施策、クラウドファンディングを活用した創業支援・空き店舗・古民家の活用支援
- ・ 北栄町のまちづくり指針や特性をPRし、企業進出を促進

(8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策

<課題>

各種融資制度の活用や資金調達に関する相談機関との連携が必要です。

<施策の方向性>

円滑な資金調達を支える各金融機関が取引先である中小企業。小規模事業者に対して中小企業支援施策を積極的に情報提供できるよう、様々な機会を通じて情報交換・意見交換ができるよう体制を構築していきます。

<具体的取り組み>

- ・ 各種融資制度のPR
- ・ 相談窓口の周知

(9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築

<課題>

支援団体へ加入していない事業者に対する加入促進やネットワーク、相談体制のPRが必要です。

北栄町商工会加入率（商工会実態調査より）

中小企業 70.9%（うち、小規模事業者は86.3%）

※北栄町商工会会員数 375社

※町内中小企業数 495社（うち、小規模事業者は430社）

<施策の方向性>

支援団体との連携およびネットワーク構築に努めます。

<具体的取り組み>

- ・事業者と支援機関等が交流・情報交換できるしくみづくり。
- ・コーディネート機関の活用

(10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供

<課題>

支援施策を有効に活用して事業拡大をしていただくために支援制度並びに相談窓口の周知をする必要があります。

<施策の方向性>

支援団体を通し、有意義な情報の収集ができるよう支援団体への加入促進を行うとともに制度のPRに努めます。さらに、企業が抱える課題をみんなで共有できるよう企業訪問で得た情報を個人情報に配慮しながら集約します。

<具体的取り組み>

- ・ 企業訪問などで挙げた課題を集約し、周知することで課題の共有を図る
- ・ 金融機関が実施する経営支援やセミナー等PR
- ・ 関係機関との連携の強化

第2節 発展的施策の取り組み方針

＜活動第1ステージ＞・・・町のリーダーシップで2年以内に着手

(1) 生産性向上特別措置法（平成30年6月施行）に伴い、町が策定した導入促進計画に定められた機械・設備について3年間固定資産税を免除とする条例及び制度の周知

(2) 企業訪問による各分野で抱える課題の把握

北栄町商工会と鳥取県中部商工会産業支援センターが実施したアンケートを活用し企業訪問を実施します。そこで聞き取りした企業が抱える課題を集約し、町内事業所に周知することで同じ課題を多くの事業所が抱えていることを認識し、町全体での課題として取り組みます。

(3) 観光客に魅力ある取り組み

観光協会・商工会・町・各店舗が連携し、観光客の滞在時間を長くする仕掛けづくりが必要です。観光客が「あと1箇所行ってみよう」と思う仕掛けの他、休憩場所の検討、まち歩きマップ、看板による店舗の紹介に取り組みます。

外国人観光客の受入体制の整備や民泊の取り組みを検討するなど外国人観光客に対しても魅力ある町となるよう取り組みます。

さらに、観光客のニーズ調査、アンケートを実施し関係機関との意見の共有に努めます。

(4) 米花商店街を地域の財産として活用する意識

観光担当と連携し、米花商店街を含む町内飲食店のマップ作成や、スタンプラリーの実施など、米花商店街の観光客が他の飲食店や物販店にもつながるような仕組みづくりに取り組みます。

(5) 地域内循環の拡大に向けた取り組みの推進

①地域内循環を推進する町の姿勢を内外にPRする取り組み

公共調達の際は町内業者を優先して購入するなど地元企業の受注機会の拡大に努めます。

②地域に貢献する事業者の意識を高める取り組み

総合評価競争入札では、地域貢献度（防災協定・除雪業務・ボランティア実績）を考慮していますが、地域貢献の意識が高まる仕組みづくりに取り組みます。さらに、事業者が安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献していることを住民に対し理解を深める取り組みを実施します。

（地域貢献の例）

- ・災害に強いまちづくりへの取り組み
- ・環境へ配慮した事業活動、職場体験、イベントにおける体験会参加協力
- ・職場体験の受け皿づくり
- ・イベントにおける職場体験の推進（建前・金属加工体験・建設機械乗車体験等）
- ・こどもかけこみ110番（小中学生の防犯・トイレの利用の協力）
- ・あいさつ運動推進事業所
- ・ほくえい見守り安心ネット

③地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取り組み

町民への地元商店に対するニーズ調査を実施し、地元商店だからこそできるニーズへの対応に取り組むことで地元の人に利用してもらえる流れをつくり、「地産地消」ならぬ「地産地活」で地域の活性化を目指します。

(6) コーディネイト機関の活用

中小企業支援拠点を北栄町商工会に置き、どのような機関があり、どこに相談すればよいかすぐに分かるよう、連絡・相談・連携がしやすい体制づくりを実施します。

(7) 学校での取り組み

「地域探究」や「わくわく大栄」、「わくわく北条」などの職場体験を通し、地元の子どもたちが幼い頃から地場産業、地元商品に関心を持ち「ふるさとを思い、地域を守る。」という意識形成を図ります。また、企業ガイドブックを学校の図書館に置いてもらうことで、地元企業を身近に感じる機会をつくります。それにより、地元での就職や創業に関心を持ち、若年層の視点から、同世代に支持されるビジネスを形づくり、未来の産業を創り出す意識の醸成を行います。

(8) 企業の求める人材と求職者のマッチング

全国の方が北栄町に興味をもち、観光・農業への関心からＩＪＵターン、定住者・就業者の増加へつなげるために、ホームページの充実を行うとともにSNSを活用し、アクセス回数の増加を図ります。

国のハローワーク、県立ハローワーク・ふるさと鳥取県定住機構等と連携し、就職情報を得やすい状況をつくったり、北栄町企業ガイドブックを発行し地元企業に興味をもっていただけるよう情報発信します。

(9) 企業と連携した女性、障がい者が働きやすい環境づくりの推進

障がいのある方が特性に応じた職業に就くことができるようハローワーク等との連携により啓発を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。

また、女性が結婚、出産後も働きやすい職場づくりとして、あらゆるハラスメントを防止するための研修会の実施や、女性ならではの困りごとに関する相談窓口の設置、並びに働き方改革による勤務体系・業務内容の見直しを事業所に呼びかけます。業務内容の見直しは、業務負担の軽減や省力化の検討につながるなど、女性だけでなく全

での従業員へのワークライフバランスの配慮につながります。

さらに、子育て世帯が働きやすい職場の環境づくりとして、経営者が自らイクボス・ファミボス宣言をし、率先して子育てに協力することを呼びかけます。

(10) 事業承継の取り組み

空き店舗・工場・倉庫・土地の活用について、個人情報に配慮しながら、基本的な情報をホームページ等により探しやすくし、個別相談で対応できる体制をつくり、さらに鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携を行い承継しやすい環境づくりを進めるための相談窓口の周知や、北栄町商工会と鳥取県中部商工会産業支援センターが実施したアンケートを活用した企業訪問を行います。

(11) 創業支援の取り組み

I J Uターンによる創業を促進するため、移住相談会等で本町の創業支援事業および本町ならではの特色のPRを行います。

また、ふるさと納税等の国の施策、クラウドファンディングを活用した創業支援・空き店舗・古民家の活用を支援します。

(12) 関係産業団体との連携

関係団体と協力し、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ICT（情報伝達技術）の活用に係る研修会・勉強会の開催など多様な情報収集を行い、情報発信します。

また、6次産業化支援による高付加価値商品の開発や販路開拓、商工業者と農業者との連携による付加価値やブランド力の向上を図ります。

(13) 小規模企業に特に配慮した施策

町に提出する書類について可能な限り書類の簡素化を図ります。

＜活動第2ステージ＞・・・町の行動に続き民間活動を拡大

(1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり

経営安定を目指し、事業内容の見直しや新しい事業への取り組みを検討している事業所に対し、AI、IoT、ICT等を活用し経営改善に取り組んだ事例の情報発信や、他事業所とのビジネスマッチングを支援します。そして、消費を拡大するため、観光担当と連携して大型バス利用団体の呼び込みの実施や、交通手段のない学生や高齢者でもサービス利用や商品購入できるようスマートフォンやタブレットを活用した仕組みづくりを検討します。その他、移住・就労支援についても人材確保の面で企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう企業の就職支援セミナーへの参加など町内企業全体でIJU（移住）ターンの促進につなげることができるよう総合支援策の展開を検討します。

(2) 災害時におけるエネルギー供給の拠点づくり

近年、災害時におけるエネルギー供給力強化のニーズが高まっていることから総務省が灯油、生活用品の宅配システム・除雪関連サービス等の多機能化等ができる拠点づくりを支援しています。鳥取県の中央に位置するという本町の立地条件を活かし、ガソリンスタンドまたは町民の利用しやすいところにある空き店舗や土地を防災の拠点とできないか活用を検討します。

第3節 今後の展開

町民の公益的活動の支援と地域の消費拡大を目的として総務省が実証実験中のマイナンバーカードを活用した公共施設等の利用者カードの一本化や、東京オリンピックの実施を機に検討されているAIによる自動運転サービスの活用など最先端技術を取り入れた産業の活性化及び利便性の向上を目指します。

さらに、自助・共助・公助だけでなく、近江商人の街で生まれた「商助」の取り組み「売り手よし、買い手よし、そして地域よし」を参考に、地域貢献が果たせてこそ商売は成り立つという考え方を地域づくりの柱として推進していき、企業が地域を支えるしくみをつくりまします。そして、その企業を地域で応援する循環型社会の形成を目指します。

参考資料

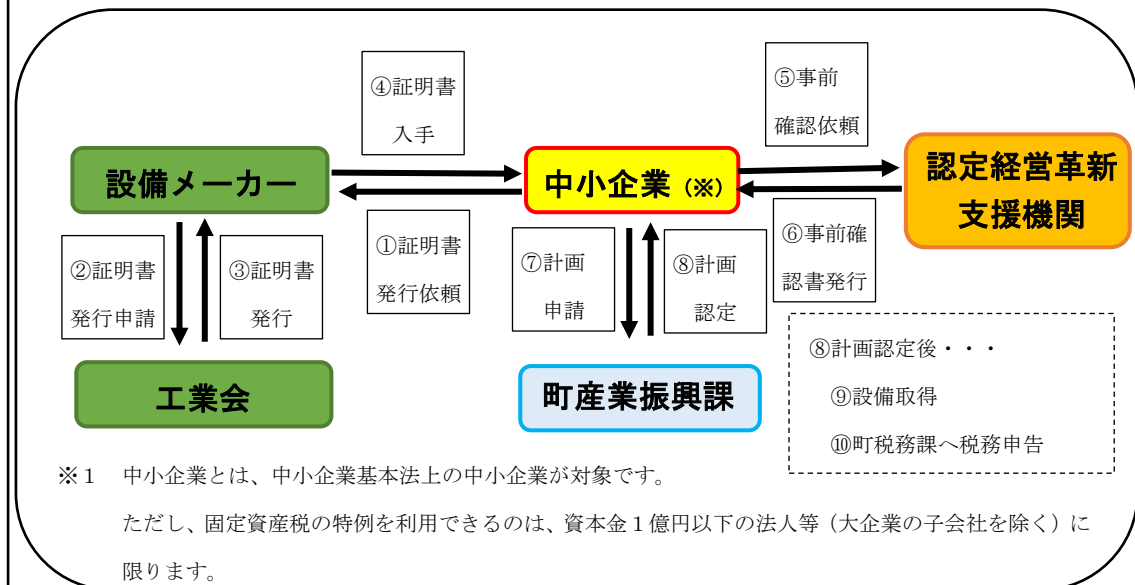
1. 北栄町の中小企業・小規模企業振興施策の概要

●生産性向上特別措置法（平成30年6月施行）に基づき町が策定した導入促進基本計画に定められた機械・設備について固定資産税ゼロとする条例及び制度

<制度の概要>

中小企業が生産性の向上を目的とした設備投資をする場合に、その設備の導入計画を事前に町に提出し認定を受けることで、その設備にかかる固定資産税がゼロになるなどの支援を受けることができます。

<申請の流れ>



<導入促進計画の概要>

- ・労働生産性に関する目標：年率3%以上向上すること
- ・対象地域：北栄町内全域
- ・対象業種、事業：全ての業種および事業
- ・導入促進基本計画の計画期間：国の同意の日から3年間
- ・先端設備導入基本計画の計画期間：3年間、4年間または5年間

＜先端設備等導入計画の主な要件＞

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で、労働生産性が年平均3%以上向上すること 【労働生産性の算定式】 $\frac{\text{（営業利益+人件費+減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）}}$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること

●産業振興奨励金事業

町内に工場の新設・増設を行う場合に以下のとおり支援します。

①企業立地等促進奨励金

設備投資に係る固定資産税相当額を3年間奨励金として交付します。

条件：投下固定資産額300万円以上、町内新規常用雇用1人以上

（増設の場合は常用雇用者数を保持又は増加→H29.3月 要件緩和）

②雇用促進奨励金

町内者の正規常用雇用 3人以上（増設の場合は1人以上） の場合、1人につき30万円（上限600万円）を奨励金として交付します。

●創業支援事業補助金

町内で、新しく事業を開始される方を支援します。(現在事業を営んでいない個人が対象)

- ・ 事業所開設支援事業 補助率 2 分の 1 補助限度額 100 万円
- ・ 経営支援事業 補助率 2 分の 1 補助限度額 50 万円
- ・ 雇用促進事業 町内者の正規雇用 1 人あたり 30 万円 上限 3 人

●由良宿まちづくり活性化支援事業

由良宿に地域を限定して、創業・第 2 創業・移動販売等を支援します。

- ・ 事業所開設支援事業 補助率 2 分の 1 補助限度額 100 万円
- ・ 経営支援事業 補助率 2 分の 1 補助限度額 50 万円
- ・ 雇用促進事業 町内者の正規雇用 1 人あたり 30 万円 上限 3 人

●インターンシップ実施事業者補助金

町内事業者が行うインターンシップ事業に対し補助金を交付します。

- ・ 協力事業所補助金
1 日当たり 6,000 円に延べ受入日数を乗じて得た額とし、1 事業所につき年間 6 万円を上限として補助します。
- ・ イベント PR 補助金
1 事業所あたり年間最大 5 万円 (旅費・消耗品費・印刷製本費・参加負担金等)

●小口融資貸付事業

設備・運転資金の融資制度です。 町が資金の一部を預託し、審査のうえ、金融機関から貸付を受けられます。

利率 1.66 % (H30. 4. 1 現在) 融資限度額 2,000 万円

● **マル経融資利子等補助事業**

町内事業者が、マル経融資（小規模事業者経営改善貸付）、衛経融資（生活衛生改善資金貸付）を受けた場合、借入から3年間、利息の1/2を補助します。

2. 北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成30年3月19日

条例第3号

北栄町は、鳥取県の中央に位置し、北には日本海に面した白砂青松の景色が広がる北条砂丘、南には肥沃な黒ぼく土の丘陵地帯が広がり、豊かな自然を活かして、農業を中心として先人たちが巧みに産業を育んできました。平成の合併により、旧大栄町と旧北条町の人、もの、情報、歴史、文化を調和させながら、まちづくりに取り組んできたところですが、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、住民、行政だけでなく、地元企業の人員・技術・機械・資材の供給等の献身的な協力により、厳しい局面を乗り越えました。災害に強いまちづくりをすすめる、優れた技術、技能、文化を次世代に引き継ぐためには、地域活性化の下支えをしている本町の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業を地域全体で発展させていくことが改めて重要となっています。一方、社会情勢の急激な変化により、少子高齢化、若者の定着率と人口の減少、地域経済の縮小という地域の課題を抱える中で、中小企業振興に係る法律の改正及び地方創生を推進する立場から、中小企業・小規模企業の活力を支援する取り組みを、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関がそれぞれの役割を明確にしなが、協働し、推進していかなければなりません。このため、本町では中小企業・小規模企業の支援の方針、役割等を明確にすることを目的に、中小企業が雇用、地域を守る人材の確保、事業活動を通じて地域の歴史、伝統文化及び文化を育む地域社会の担い手として貢献していることを全体で理解しながら、互いに支え合い、安心して豊かに暮らせるまちとして発展するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が北栄町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びそ

の事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する事業者であって、北栄町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業とは、中小企業及び小規模企業(以下「中小企業・小規模企業」という。)以外の事業者で、町内に事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会とは、商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有する「北栄町商工会」をいう。
- (5) 支援団体とは、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体で、町内において活動する団体をいう。
- (6) 金融機関とは、銀行、信用金庫、その他金融業を行うもの及び信用保証協会等で町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 教育機関とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を養成することを目的とする機関で町内に所在する機関又は町内で研究等を行う機関とする。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、歴史、文化及び災害時の対応を含めた安心して暮らせる社会を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第4条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関する施策
- (5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策
- (7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。
- 4 町は、施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、商工会をはじめとする支援団体への加入に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力することとし、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮したワークライフバランスに関する取組みを行い、男女並びに障がい者を含めたすべての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場の環境づくりと雇用の促進に努めるものとする。
- 6 中小企業・小規模企業は、従業員の心身の健康が、生産性・創造性・継続性及び企業イメージの向上に重要な役割を担っていることを認識し、企業を支える従業員の健康づくりが効率的に実践される健康経営に努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力

するよう努めるものとする。

- 2 商工会は、国、県、町その他関係機関と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、専門性を活かし、情報提供や提案を行いながら、事業者の生産性の向上、技術力の確保、取引の拡大に向けた支援、人材育成及び確保に向けた取り組み等を行い、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業・小規模企業に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通して、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

- 2 教育機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第12条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業との連携及び協力を努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 町内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めるものとする。

(4) 商工会をはじめとする支援団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとする。

(商工業者と観光関係者、農業者等との連携)

第13条 町は、商工業の経営の向上を図るため、観光関係者並びに農業者等との有機的な連携を促進するものとする。

(町民の理解と協力)

第14条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備、歴史、文化及び災害時の協力等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町内において生産され、製造され、又は加工される産品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第15条 町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況の検証、評価を行い、公表するものとする。

2 町は、前項の検証にあたっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第16条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画

発行年月：平成30年12月

発行：北栄町

編集：北栄町産業振興課

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-3153

FAX：0858-37-5339

E-mail：sangyo@e-hokuei.net